

重度の障がいがある人への手当

重度の障がいがあり、次に該当する人は、特別障害者手当や障害児福祉手当を受給できる場合があります（所得制限あり）。詳しくは、障がい福祉課（☎47-7298）へ。

▶特別障害者手当

身体などに著しく重度の障がいがあり、日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅の人に支給。原則、日常的に寝たきり状態など特に重度の人が対象です。

▶障害児福祉手当

身体などに重度の障がいがあり、日常生活で常時介護を必要とする20歳未満の在宅の人に支給（障がいによる公的年金受給者を除く）。※両手当とも、病院などに3か月以上継続して入院している人や、施設に入所している人は対象外です。

差押不動産を公売

差し押さえた不動産（下表）の公売を実施します。詳しくは、債権管理課で配布する「公売財産のご案内(市HPからダウンロード可)」をご確認ください。

- ▶公売期間／10月20日(月)～31日(金)
- ▶開札日時／11月5日(水) 午後1時30分
- ▶備考／土地・建物の一括公売で、現状有姿での引き渡しとなります。地積、床面積は登記簿の数値です
- ▶問合せ／債権管理課（☎47-8734）へ

売却区分 番 号	公売財産	公売保証金	見積価額
大垣市 1	土地：大垣市高屋町一丁目46番 宅地 99.17㎡	600,000円	6,000,000円
	建物：（一棟の建物の表示） 大垣市高屋町一丁目46番地 鉄骨造陸屋根 4 階建 288.05㎡ 1 階 77.55㎡ 2 階 81.13㎡ 3 階 77.95㎡ 4 階 51.42㎡		
	（専有部分の建物の表示） 家屋番号 高屋町一丁目46番の 1 店舗・居宅 鉄骨造 4 階建 1 階部分 74.93㎡ 2 階部分 16.86㎡ 3 階部分 75.31㎡ 4 階部分 49.52㎡		
	家屋番号 高屋町一丁目46番の 2 店舗 鉄骨造 1 階建 2 階部分 61.51㎡		

大学生などの入居者を募集

高齢化が進む市営住宅の地域コミュニティの活性化や移住定住を促進するため、自治会活動（清掃活動・除草など）に積極的に参加することを条件に、これまで入居資格のなかった一人暮らしの大学生や市外からの転入者の入居募集を行います。

- ▶対象／次の①②の条件を満たす人
 - ①市内または近隣市町村に所在する大学・短大・専門学校生、市外からの転入を希望している人
 - ②自治会活動に積極的に参加できる人

▶申込／岐阜県住宅供給公社（☎47-8192）へ



専用HP

団地名	構造・間取り	家賃 ※入居者の収入によって変動	戸数
和合団地	3 階建の 3 階・3 DK	23,800～46,700円	2 戸
和合団地	3 階建の 3 階・3 DK	23,400～46,100円	1 戸
和合団地	3 階建の 3 階・2 DK	18,500～36,300円	2 戸

人権について
考える

ハンセン病患者の人権

ハンセン病は、今日では治療法が確立されていますが、かつては「らい病」と呼ばれ、誤った認識から差別の対象となってきました。日本では平成8年に「らい予防法」が廃止されるまで、長きにわたり強制隔離政策が行われてきました。その結果、多くの患者が家族や社会から引き離されたり、本名を名乗れない、結婚しても子どもを持つことが許されないなど、基本的人権を奪われるという悲しい歴史が生まれました。

これまで国においては、平成13年の「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」、平成21年の「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」などにより、ハンセン病患者・元患者やその家族の名誉回復のための取組、偏見・差別の解消に向けた啓発活動などを進めてきました。

また、令和元年には、ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の熊本地方裁判所判決を受けて内閣総理大臣談話が発表され、国は深い反省とお詫びを示し、新たな補償の措置と人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組むことが示されました。

しかし、ハンセン病に対する社会の理解はいまだ十分ではない状況にあります。ハンセン病患者・元患者及びその家族への偏見や差別をなくすために、私たち一人一人がハンセン病について正しい知識を持ち、理解を深めることが大切です。

詳しくは、人権擁護推進室（☎47-8576）へ。

10月20日～令和8年2月27日
北公園野球場の利用を休止します

野球場メインスタンドの改修工事に伴い、10月20日(月)～令和8年2月27日(金)の間、北公園野球場の利用を休止します。ご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、社会教育スポーツ課(☎47-8038)へ。



あなたの手で魅力ある地域づくりを！
市民活動助成事業の追加募集

市内で活動し、市民を対象に事業を行う団体から、「市民活動助成」と「初めの一步助成」の対象事業を募集します。活動の幅を広げたい団体は、ぜひご利用ください。

- ▶助成の種類・応募資格など／下表のとおり
- ▶事業の実施期間／交付決定後～令和8年2月末

	市民活動助成	初めの一步助成
応募資格	市に登録した市民活動団体	
	—	登録後3年以内の団体
対象事業	地域や社会に貢献する事業	
補助率	2 / 3	10/10
上限額	25万円	10万円
助成回数	3 回まで	1 回

※他の公的助成を受けている事業は除く

- ▶市民活動団体の登録／要件や登録に必要な書類などは、市HPに掲載
- ▶事前相談・申込／市民活動推進課（☎47-7169）で、10月15～24日に事前相談（要予約）のうえ、10月28日までに、申請書（市HPからダウンロード可）に必要事項を記入して、同課へ
- ▶選考／11月24日(月・振)に開催予定の公開審議会で決定



市HP